

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2914号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

道の駅
川場田園プラザ (群馬県川場村)



政 策	調 査 レ ポ ー ト	情 報	情 報	情 報	情 報	随 想
-----	-------------	-----	-----	-----	-----	-----

国保基盤強化協議会における議論のとりまとめについて 厚生労働省 保険局 国民健康保険課 伊藤秀俊 (2)	地域再生に向けての視点 新任都道府県町村会長の略歴 「移住・交流情報ガーデン」が開設、オープニングセレモニーに石橋経済農林委員会委員が出席 町村Navi 中国地方関係5町が交流協定を締結 町村週報主要索引 継続力	群馬県川場村長 関 清 (12)	群馬県川場村長 関 清 (10)	群馬県川場村長 関 清 (10)	群馬県川場村長 関 清 (9)	群馬県川場村長 関 清 (8)	群馬県川場村長 関 清 (7)	群馬県川場村長 関 清 (5)	群馬県川場村長 関 清 (2)
---	--	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

コラム

笑うネズミ

筑波大学名誉教授 村上 和雄

私どもは「ヒトの笑いの研究」に続いて、仔ネズミを遊ばせて笑わせるという研究をしている。

小さい子どもたちはじゃれ合って遊ぶ時、声をあげて笑う。仔ネズミも人間の子どものように同じように仲間と遊ぶ時には、嬉しい時に出す50キロヘルツの超音波を出す。この50キロヘルツのなき声は、ヒトの笑い声の原型ではないかとされている。

私どもは、仔ネズミの遊びを真似して、人間の手でネズミを遊ばせるティックリング(くすくすりなど)という方法を使ってネズミを笑わせている。

この方法を使ってどのように実験したかというところ、私どもは、仲間から離されてひとりぼっちで育てた仔ネズミと、楽しく遊ばせて育てたネズミとで、どのような違いが生じるか比べてみた。

これまでの沢山の研究で、ひとりぼっちで育てた多くの動物は、攻撃的になる

ばかりが、ストレスに弱くなり、学習能力も低下して普通に成長できないことが分かっている。ところが、仔ネズミを楽しく遊ばせて育てると、ストレスに強くなり、学習能力も良くなること、さらに、脳の中の遺伝子のオンとオフも変わるということが分かった。

例えば、脳の視床下部という生命維持にとても大切な中枢では、ストレスに関する遺伝子や、喜びを感じる時に出るドーパミンの分泌に関わる遺伝子がオンになった。

私どもの研究で、子ども時代に仲間と楽しく遊ぶという経験は、大人になって生きていくためにとても大切なことだということも分かった。最近、切れやすかったり、引きこもりになったり、自殺する子ども達がいるが、そのような対処法に繋がるような研究になればと願っている。

◎写真キャプション◎

全国モデル「道の駅」の一つとして名高い「川場田園プラザ」は、誰もがじっくり楽しめる人気の観光スポット。村自慢のお米「雪はたか」をはじめ、様々な特産品を味わうこともできる。緑の木々と咲きそろう花々の中、5月2日から6日までグリーンフェスティバル川場2015を開催する。

政策解説

国保基盤強化協議会における
議論のとりまとめについて

厚生労働省 保険局 国民健康保険課 伊藤秀俊

背景について

我が国の医療保険制度は、原則として全ての国民が何らかの公的医療保険制度でカバーされるといふ国民皆保険に最大の特徴がある。国民皆保険の理念の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界トップレベルの平均寿命の高さや高い保健医療水準を達成してきた。この世界に誇るべき医療保険制度を持続可能なものとし、全ての国民に質が高く効率的な医療を提供していくことが何よりも重要であるが、近年、少子高齢化の急速な進展等により、地域包括ケアシステムの必要性が高まり、医療の在り方そのものが変化を求められている。このため、社会保障・税一体改革の下、医療・介護の充実策の一環として、病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築等が目標として掲げられ、平成26年の通常国会において成立した医療介護総合確保推進法に基づき、医療提供体制の改革が進められている。

一方、医療保険制度をみると、国民健康保険は、他の医療保険等に加えている者を除いた全ての住民を被保険者としており、国民皆保険の

基礎として重要な役割を果たしているが、低所得の加入者が多く、年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い、所得に占める保険料が重しいといった課題を抱えており、こうしたこともあって、毎年度、決算補填等を目的とする多額の法定外繰入が行われている。平成25年8月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書では、国民皆保険の最終的な支え手である国保の財政基盤の安定化が優先課題とされ、国民皆保険を守るため、現在の国保の赤字の原因等を分析の上、財政基盤の強化等を通じて国保が抱える財政上の構造問題を解決していかなければならないとされ、効率的な医療提供体制への改革を効果あらしめる観点から、国保の財政運営の責任を担う主体を都道府県とし、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することを可能とする体制を実現すべきとされた。

医療保険制度においても、先行して行われている医療提供体制の改革とあいまって、医療機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、必要な医療費をまかなう持続可能な仕組みとするため、医療保険制度を時代に合わせた

形に見直す必要がある。

そのため、平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(プログラム法)においては、平成26年度から平成29年度までを目途に講ずべき改革事項が定められ、これまで、国保等の低所得者の保険料軽減の拡充、高額療養費制度における中低所得者の負担軽減等が実施された。

また、プログラム法では、国保の保険者、運営等の在り方について、国保に対する財政支援の拡充等により更なる財政基盤の強化を図り、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課・徴収、健康事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされ、このために必要な法律案を平成27年の通常国会に提出することを旨とするものとされた。

国保の見直しについては、地方の意見を十分に伺いながら検討を進める必要があることから、平成26年1月以降、厚生労働省と地方三団体と

政 策

の間で協議を重ね（国保基盤強化協議会）、平成27年2月12日に、国保基盤強化協議会における議論のとりまとめとして「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」が合意に達した。

その後、「議論のとりまとめ」に基づき国民健康保険法等改正案（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案）が3月3日に閣議決定され、国会に提出された。

以下、「議論のとりまとめ」の概要を解説する。

「議論のとりまとめ」について

「議論のとりまとめ」では、冒頭、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、厚生労働省は、「議論のとりまとめ」における方針に基づき、必要な予算の確保、本年通常国会への所要の法案の提出等の対応を行うとの考え方が示されている。

なお、「議論のとりまとめ」を踏まえて今国会に提出された法案については、今後の国会審議を経て法律の内容が確定していくことに留意いただきたい。

以下、「議論のとりまとめ」の内容のポイントを解説する。

(1) 公費拡充等による財政基盤の強化

国保に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、毎年約3、400億円の財政支援の拡充等を実施することにより財政基盤を更に強化する。この公費3、400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模であり、被保険者一人当たり約1万円の財政改善効果に相当する額である。

具体的な公費拡充策としては、

- ① 平成27年度から、低所得者対策の強化として、保険者支援制度の拡充（約1、700億円）を実施する。
- ② これに加えて、更なる国費の投入を平成27年度から行い、平成29年度以降は、毎年約1、700億円を投入し、以下のような施策を実施する。
 - (ア) 国の財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）と、自治体の責めによらない要因により医療費が高くなっていること等への財政支援の強化（例えば、精神疾患に係る医療費が高いことへの財政支援、子どもの被保険者が多い自治体への財政支援、非自発的失業者に係

る保険料軽減額への財政支援等）

(イ) 「保険者努力支援制度」の創設：医療費適正化に向けた取組み等、保険者としての努力を行う自治体に対し、適正かつ客観的な指標に基づいて財政支援

(ウ) 予期しない給付増や保険料収納不足といった財政リスクの分散・軽減のため、モラルハザードを防ぐための一定のルールを設定した上で、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行う財政安定化基金を都道府県に創設。なお、財政安定化基金の創設は全額国費で行うとともに、財政安定化基金のうち交付分への補填措置については都道府県が適正規模を判断して決定し、国、都道府県、市町村（保険料）按分の在り方については引き続き検討）で1/3ずつ補填する。

(エ) 超高額医療費共同事業への財政支援の拡充

※平成29年度は財政安定化基金の積み増し等に充て、平成30年度以降は上記項目に配分。
あわせて、医療費適正化に向けた取組や保険料の収納対策の推進、被保険者資格の適用の適正化、保険料の賦課限度額の引上げ等事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

(2) 運営の在り方の見直し（保険者機能の強化）

平成30年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うこととする。その上で、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。

都道府県は、都道府県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化や標準化、共同処理・広域化の取組、医療費の適正化に向けた取組、保険料の納付状況の改善のための取組等を推進する。

市町村は、地域住民との身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、保険料の賦課・徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を行う。

都道府県は、国保の財政運営の責任主体として、都道府県に国保特別会計を設け、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を市町村に対して全額支払うなど、国保財政の「入り」と「出」を管理する。なお、市町村の事務負担の軽減を図るため、医療機関に支払いを行う審査支払機関に対し、都道

府県が市町村を経由せず、直接支払いを行う仕組みを引き続き検討する。

また、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模別の標準的な収納率等、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を設定するとともに、当該標準等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を示すこととする(標準的な住民負担の見える化)。加えて、全国統一ルールで算出した場合の、都道府県単位での標準的な保険料率を示すこととする。市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づいて保険料率を定め、保険料を被保険者に賦課し、徴収するとともに、都道府県に納付金を納める。

都道府県は、市町村ごとの納付金の額を決定するに当たり、市町村の医療費適正化機能が積極的に発揮されるよう、市町村ごとの医療費水準(年齢構成の差異を調整し、複数年の平均値を用いたもの)を反映するとともに、負担能力に応じた負担とする観点から、市町村ごとの所得水準を反映する。

また、市町村の特別の事情に応じ

て交付される財政調整交付金のうち、今後も市町村の財政を直接的に支援すべきものについては、改革後も同様の役割を果たすよう、取り扱おう。

なお、今回の改革により被保険者の保険料の保険料水準が急激に変化するのではないよう、必要な配慮を行う。

(3) 改革により期待される効果

今回の改革において、公費拡充等による財政基盤の強化を行うことにより、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が図られるとともに、上述の運営の在り方の見直しを行うことにより、以下のような効果が期待される。

① 国保の財政運営責任が都道府県に移行することにより、人工透析等の高額医療費の発生などの多様なリスクが都道府県全体で分散され、急激な保険料上昇が起きにくくなる。また、地域医療構想を含む医療計画の策定者である都道府県が国保の財政運営にも責任を有する仕組みとすることにより、都道府県が住民負担の面から地域医療の提供体制の姿を考えていくこととなり、これまで以上に良質な医療の効率的な提供に資することとなる。さらに、被保険者が同一都道府県内に転居した場合、

高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引継ぐこととするなど、被保険者の負担の軽減を図る。

② 都道府県が、給付に必要な費用を、全額、市町村に交付することにより、予期しない医療費の増加による財源不足・決算補填等目的の一般会計繰入の必要性が解消することにつながり、保険給付費の確実な支払いが確保される。

③ 厚生労働省が社会保障・税番号制度の導入も踏まえつつ主導的に構築する標準システムの活用や、都道府県が都道府県内の統一的な国保の運営方針を定めること等により、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減、標準化が図られるとともに、それにより事務の共同処理や広域化が図られやすくなる。

こうした改革により、小規模な保険者の多い従来为国保について、その運営の安定化を図り、全国の自治体において、今後も国保のサービスを確保し、国民皆保険を堅持する。

(4) 今後、更に検討を進めるべき事項

厚生労働省は、以上を踏まえた新たな制度の円滑な実施・運営に向け、制度や運用の詳細について、引き続き地方と十分協議しながら検討

し、順次、具体化を図ることとする。

また、高齢化の進展等に伴い今後医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることはきわめて重要な課題であり、その在り方については、不断の検証を行うことが重要である。そして、その際には、地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととする。

今回の改革後においても、医療費の伸びの要因や適正化に向けた取組の状況、都道府県と市町村との新たな役割分担の下での運営の状況を検証しつつ、更なる取組を一層推進するとともに、医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続するよう、都道府県と市町村との役割分担の在り方も含め、国保制度全般について必要な検討を進め、当該検討結果に基づき、所要の措置を講じることとする。その際、今後も、厚生労働省と地方との間で、国保基盤強化協議会等において真摯に議論を行うこととする。

調査室レポート

調査室レポート 最終回

地域再生に向けての視点

はじめに
最終回を迎えるにあたって

2013年7月から不定期連載が続けてきた「調査室レポート」も、今回をもって最終回を迎えることとなった。読者の皆様、そして我々の取材にご協力いただいた各町村・各県町村会の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

最終回は、これまでの連載内容をふまえながら、地域再生に向けていくつかの視点を述べてみたい。これが、現在各自治体を取り組もうとしている「地方創生」に際してなんらかの参考になれば幸いである。

1. 高齢者が急増する都市・都市近郊における対策

「第6回：人口減少社会における地域政策を考えるうえで「の視点」(2014年3月、2873号)で指摘したように、農山漁村における高齢者数の増加は、ピークを過ぎようとしており、むしろこれから高齢者数が増加するのは都市部(都市近郊を含む)においてである。

都市や都市近郊において、急増す

る高齢者が「扶養される側」に回れば、とてもその地域の福祉はもたない。高齢者だからと言って「守る対象」として一括りにせず、地域の担い手として取り込んでいく努力が必要であり、そのためには、高齢者のそれぞれの個性や特性を見極め、それぞれの能力が発揮できるような環境を整えることが重要である。

その際に、「第7回：地域や住民の多様性を活かした安全・安心の地域づくり」(2013年11月、2859号)で取り上げた鳥取県南部町における取り組みが参考になるだろう。同町では、高齢者を地域福祉の「担い手」としても位置づけ、その経験や能力を活用しながら「安心して住める町づくり」を進めている。

2. 高齢者の減少が農山漁村にもたらすもの

かたや農山漁村における高齢者数の減少は、いよいよ地域運営の担い手問題が待ったなしの局面に入ったことを意味している。農山漁村において高齢化が進みつつも地域運営を維持してこられたのは、高齢者自身が担い手として地域を支えてきたからでもある。農山漁村は、減っていく高齢者を補つために、新たな担い

手を確保する必要に迫られている。

(1) 移住者に対する優遇策について

この対策として、既に多くの町村が移住者の誘致に取り組んでいる。なかには移住者に対して金銭的な支援を含む手厚い優遇策を講じようとしている町村もある。

移住者に対する優遇策は人口確保の特効薬であり、実際に成果を上げている自治体も少なくない。

ただし、優遇策を講じる際には、町村のおかれた現状について行政と住民が問題意識を共有し、優遇策を講じてでも移住者を確保する必要性について合意を得ておくことが不可欠である。既存の住民の理解が十分なままに優遇策を拙速に導入すれば、その優遇の程度にもよるが、移住者と既存住民との間に垣根を作り、移住者の地域への定着を阻害しかねない。

また、移住者に対する「優遇策競争」に陥り、自治体財政を圧迫する可能性を指摘しておかねばならない。ふるさと納税が半ば「贈り物合戦」となっているが、その二の舞いにならないよう注意する必要がある。

調査室レポート

さらに、移住者に対する過剰な優遇策は、「そこに人が住まう」ことの意味を変質させてしまつおそれがある。山口県周防大島町で移住・定住支援を手がける泉谷勝敏氏が「島のために何にもしない人10人に来てもらうよりも、島を大事にしてくれて何かを起こしてくれる1人の方が、島にとっては財産」第10回：『もてなさない』『補助金を出さない』『数字を追いかけない』。ないないづくしの移住定住促進」(2015年2月、2908号)と述べていたように、大切なのは、「人口」を増やすことではなく、地域の「人材」を増やすことではないか。

(2) **自信をもって若者を送り出す**
また、若者を確保したいからといって、都市に出たい若者を無理に農村にとどめるような政策は、必ずしも良い結果をもたらすとは限らない。人材育成を滞らせ、長期的には地域の維持存続にも悪影響を及ぼす場合もあるからである。地域づくりの現場を歩くと、その輪の中心もしくは中心に近いところには必ずと言ってよいほど、いったん進学や就職で都市に出てから地元に戻ってきた人々が座っている。Uターン者は地域づくりに必要な「ササもの」

的な視点を持ち合わせた「地元民」というハイブリッド的な性格をもつ貴重な人材なのである。

大事なことは、外に出た後に、Uターンするにせよしないにせよ、なんらかの形で地域を支える人材となつてもらえるよう、地域に生まれ育った人間としてのアイデンティティをしっかりと身につけさせたい。外に送り出すことではないか。この点について、宮崎県五ヶ瀬町における実践が参考になるだろう。五ヶ瀬町は高校への自宅通学が地理的に難しく、子どもたちの7割超が中学卒業とともに町を離れる。そこで町では、彼ら彼女らがいずれは町へ戻り地域を支える人材になつてもらうための素地作りとして、小・中学校における地域の生活・文化の体験学習に力を入れている。五ヶ瀬町の取り組みについては、「第9回：発想を転換！地域ぐるみの学校教育」(2014年9月、2899号)にて詳述したので、参照されたい。

(3) 「地域おこし協力隊」の導入に際して

総務省の「地域おこし協力隊」は、任期終了後の翌年も協力隊員の半数以上が地域に居住し続けていることなどを受けて定住対策としても評価

されるようになった。制度の導入を図っている町村も増えている。一方、制度創設からまもなく7年目を迎えるなかで、協力隊員と地域とのミスマッチによるトラブルも散見されるようになってきた。

ミスマッチによる不幸な結果を防ぐためには、「第7回：「地域おこし協力隊」はいま取り組みの実態とその評価」鹿兒島県瀬戸内町・三島村(2014年5月、2878号)で指摘したように、まず受け入れる自治体の側から、制度の導入を通じて地域が何を指すのか、協力隊員に対してどのような資質や活動を期待するのか、方針を明確に打ち出していく必要がある。

また、派遣されてきた協力隊員のもつ個性や能力をいかに地域に還元できるかは、地域の腕の見せ所でもある。新人を育てられない、うまく使えない会社はやがて廃れていくが、それは地域も同じことである。

(4) 「こんな町」「こんな村」から「わが町」「わが村」へ

根本的なことを言えば、新たな人材を受け入れるためには、まず住民自身が、地域に対する愛着と誇りを持ち、次世代に地域を継承していく責任を自覚することである。

少なくとも、そこに住む人々が「こんな町」や「こんな村」などと卑下しているところには、新たな人材はやつても来ないし戻つても来ない。「わが町」「わが村」として住民が地域を愛し、次の世代に地域をよりよい形で受け継ごうと努力しているところに、人々は共感を抱き、吸い寄せられていくのである。地域再生の出発点として、まずは地域に対する愛着と責任を住民どうしで確認し、共有する作業を行ってほしい。

3. 持続的な地域再生に向けて

(1) 策定段階から住民の主體的な参画を図る

地域再生に取り組み自治体への財政支援が充実しつつあるが、各町村には、財政的支援が充実している間に、自律的な地域再生の枠組みを構築しておくことが求められる。

地域再生の取り組みを持続するためには、ただ単に交付金など財政支援の用途を決めることばかりに拘泥するのではなく、人口減少という現実じつくりと向き合い、いま地域としてどのような行動を起こすべきか、根本的なところから戦略を練っていくことである。

調査室レポート

新任都道府県町村会長の略歴

高知県町村会は平成27年2月25日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

(2月26日就任)

高知県町村会長
長岡郡大豊町長

岩崎 憲郎
昭和26年3月13日生



沖縄県町村会は平成27年2月23日の定期総会で次の通り会長を選出した。

(2月23日就任)

沖縄県町村会長
国頭郡本部町長

高良 文雄
昭和23年1月21日生



【住所】長岡郡大豊町川口1160番地12

【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】

▽昭和45年3月から昭和48年9月 天坪農業協同組合

▽昭和48年10月から昭和50年6月 嶺北消防一部事務組合

▽昭和50年7月から平成14年3月 大豊町役場

▽平成15年3月から平成18年2月 大豊町森林組合専務理事(常勤)

▽平成16年12月 大豊町長就任

【町村会関係の経歴】

▽平成21年2月 高知県町村会監事

▽平成25年2月 高知県町村会副会長

【趣味】アウトドアスポーツ

【家族】妻

【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】

▽沖縄県庁職員

【町村会関係の経歴】

▽北部市町村会会長

【主な業績】

▽たんかん、アセローラの拠点産地認定

▽全天候型の運動公園の整備

▽本部町物流拠点施設整備

▽国民健康保険特別会計赤字解消

▽広域ネットワーク整備

▽本部小学校落成

▽本部町役場新庁舎落成

▽本部町「フクギの里宣言」

【趣味】読書

【家族】妻

そして住民の主體的な活動を重視することすなわち戦略の策定段階から住民の主體的参画を図ることである。既にいくつかの町村では、戦略づくりのために住民主体の委員会を設置している。

その際、自治体単位だけでなく、小学校区や(昭和/平成)合併前の旧村などの地区単位で検討を進めることも一考に値する。住民ごしの顔の見えやすい、手触り感のある範囲で検討を進めた方が、住民主体のより具体的かつ実践的な戦略が描きやすく、持続的な取り組みにつながりやすい。「第1回・地域運営組織の設立・運営状況に関するアンケートの結果」(2013年7月、2848号)で紹介したように、小学校区や(昭和/平成)合併前の旧村などを単位として新たな地域運営組織を設立する動きが一定の広がりを見せつつある。こうした組織とともに地域再生に向けた戦略づくりに取り組んではどうだろうか。

(2) 町村として戦略を策定する ことの意味

今回の「地方創生」に際しては、人口推計や成果目標など数値指標をふまえた戦略の策定が求められている。町村職員の中には、慣れない用

語や概念の羅列にとまどい悩んでいる方々も少なくないのではないだろうか、だからこそも一度確認したいのは、町村として「地方創生」に向けての戦略づくりを進めることの意味である。

単なる数値指標に基づく分析や推計であれば、その道の専門家に委ねるほうがよほど精緻な分析が可能だろう。けれども、その道の専門家ではかなわない、町村職員だからこそできることがある。それはすなわち、住民一人ひとりに向き合い、その思いに寄り添うことである。

かたちは変われど、基本はこれまでと変わらない。「人口」ではなく「人間」に向き合うこと。この、地方行政の最前線に立つ町村職員の役割に忠実に従うことこそが、「人口減少社会」の中でよりよい地域の将来展望を描き出す術となるはずである。

(全国町村会調査室長 坂本 誠)

◎ 町村通報のご購読 ◎

「町村通報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zck.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

「移住・交流情報ガーデン」が開設

「オープニングセレモニー」に石橋経済農林委員会委員が出席

総務省はこのたび、地方への移住

関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として、相談窓口コーナーやイベント・セミナースペース、地域資料コーナーに加え、自分にあった暮らしを検索できる「全国移住ナビ」を備えた施設「移住・交流情報ガーデン」

「デン」を開設した。

なお、開設に先立ち3月25日に行われたオープニングイベントには、本会より石橋経済農林委員会委員（島根県町村会長・

邑南町長）が来賓として出席、「本施設

の開設が都市に暮らす人々の地方への移住の加速に繋がることを期待する」との挨拶があった。

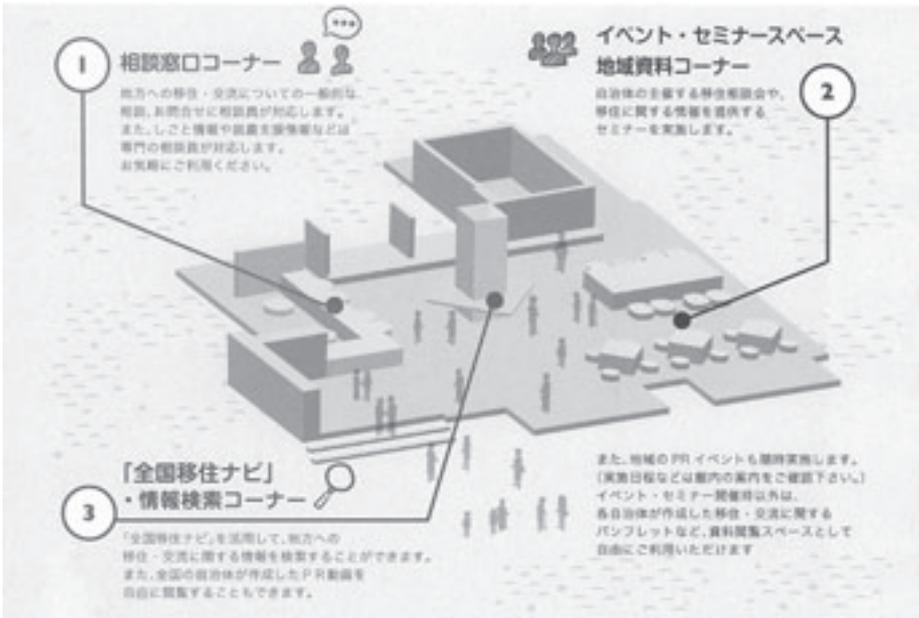


▲オープニングセレモニーの際に行われた関係各位によるテープカット（右が石橋経済農林委員会委員）



来賓として挨拶を行う石橋経済農林委員会委員

■「移住・交流情報ガーデン」ワンストップ移住支援窓口



iju 移住・交流情報ガーデン

移住・交流情報ガーデン 茨城
<https://www.iju-navi.soumu.go.jp>

【開館時間】(平日) 11:00-19:00 (土日祝) 10:00-18:00 【休館日】月曜

【所在地】東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル1F

【アクセス】JR / 東京駅 (八重洲中央口)より 徒歩4分

地下鉄 / 東京メトロ銀座線 京橋駅より 徒歩5分、

東京メトロ銀座線・東京メトロ東西線・都営浅草線 / 日本橋駅より 徒歩5分

情 報

中国地方関係5町が交流協定を締結

平成27年3月26日、鳥取県北栄町(町長 松本昭夫・鳥取県町村会長) 島根県邑南町(町長 石橋良治・島根県町村会長) 岡山県久米南町(町長 河島建一・岡山県町村会長) 広島県坂町(町長 吉田隆行・広島県町村会長) 山口県平生町(町長 山田健一・山口県町村会長) の中国地方関係5町は、藤原忠彦・全国町村会長の立会のもと、交流協定の締結を行った。



▲協定を締結した、左から石橋島根県町村会長、松本鳥取県町村会長、一人おいて河島岡山県町村会長、吉田広島県町村会長、山田山口県町村会長 (左から3人目が立会人である藤原全国町村会長)

これは、昨年7月に開催された中国五県町村会会長会議において「東日本大震災被災市町村への職員派遣状況と今後の被災地支援」及び「防災・減災対策(ソフト対策)の推進」といった課題について共通の認識・理解が生まれ、5町による災害時の相互応援等行つてはどうかとの提案を受け、10月の同会議において交流の推進及び災害時の相互応援を目的として協定を締結することで合意されたもの。

協定は、今後幅広い分野で情報の提供・交換・共有を行う等、交流の推進に向けて機運の醸成に努めることもに、災害時において、被災自治体から要請があった場合、物資・人的な支援に努める等、相互応援することにより、人口減少社会の到来という厳しい社会情勢に向けて連携を深めることを目的としている。

締結に際し、関係5町を代表して河島・岡山県町村会長が「災害のみならず、様々な交流を深めて、地域が元気になるよう、お互い力を合わせていきたい」と挨拶を述べ、立会人として同席した藤原会長からは「現在、災害発生時における後方支援が重要になってきており、その際、県域を越えた協定というのは非常に大きな役割を果たすと思つている」との激励があった。

町村週報主要索引

(平成26年11月〜平成27年3月) 2898号〜2914号

論 説

- 地方創生―人口減少に立ち向かう― 東京大学名誉教授 大森 彌 2899 (3)
「町村の時代」を迎えて 東京大学名誉教授 神野 直彦 2904 (6)

活 動

- 西川農林水産大臣を藤原会長・古口副会長・杉本経済農林委員長が訪問―都市・農村共生社会の創造を提案― 2898 (2)
自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に岩田副会長が出席 2898 (3)

政 策

- 地方創生や防災・減災に重点II公共事業費、前年度比16%増II2015年度国土交通省予算概算要求重点施策― 2898 (4)
都市・農村共生社会の構築に向けて―全国町村会 農業・農村提言のポイントと論点― 明治大学教授 小田切 徳美 2901 (2)

- 「日本版シテイマナーシヤ―派遣制度」及び「地方創生コンシェルジュ制度」について小泉政務官と意見交換―地方創生における支援策として、100市町村対象に国職員等派遣― 2899 (2)
全国町村長大会を開催 2900 (2)
「火山災害防止に関する緊急要望」を実施 2900 (4)

- 第2回 地方創生担当大臣と地方六団体の意見交換会に藤原会長が出席 2900 (4)
「平成27年度税制改正に関する要望」を実施 2904 (10)
石破地方創生担当大臣と藤原会長が意見交換「地方版総合戦略」「地方人口ビジョン」作成に際し、国の支援等を要請

- 平成27年度政府予算編成で実行運動―全国町村長大会決議・特別決議・要望の実現方を求める― 2904 (12)
総務大臣・地方六団体会合に藤原会長が出席 2905 (2)
「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席 2905 (3)
自由民主党総務部会・消防議員連盟関係合同会議に岩田副会長が出席 2905 (6)
都道府県町村会正副会長交流会を開催―自治功労者75名を表彰― 2907 (2)
「地方制度調査会第2回総会」に藤原会長が出席―答申に向けた審議項目について意見交換を行う― 2912 (2)

- 「防災・危機管理トップセミナー」について：消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 2903 (2)
「空家等対策の推進に関する特別措置法」の概要及び空き家対策の取組支援について 国土交通省住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 2905 (7)

情 報

2015年度予算案、最大の96兆3、4
 20億円「税収は24年ぶり高水準、国債
 抑制」「地方創生」へ重点配分・政府
 1 2906 (2)
 南海トラフ地震、首都直下地震に備え、
 地域防災力の向上を「2014年版 消
 防白書」 2908 (2)
 平成27年度関係省庁予算特集号
 「軽自動車検査情報提供システム」の構
 築について 2909 (2)
 総務省自治税務局市町村税課 理事官
 廣瀬 広志 2910 (2)
 魅力ある町村づくりを目指した社会教育
 からのアプローチ
 文部科学省生涯学習政策局 社会教育課
 地域・学校支援推進室 2911 (2)
 内閣府青年国際交流事業について「グ
 ローバルな視点を持ち国境を越えたネッ
 トワークを活かして活躍する次世代リ
 ーダーの育成を目指す」 2912 (3)
 CLT(クロス・ラミネイティド・ティン
 パー)の普及に向けた取組について
 林野庁 木材産業課 木材製品技術室
 2913 (2)
 国保基盤強化協議会における議論のとり
 まごめについて
 厚生労働省 保険局 国民健康保険課
 伊藤秀俊 2914 (2)

〈随 想〉

「小さな「こもキラリと光る村」をめざして
 新潟県関川村
 平田 大六 2898 (12)
 町民とともに日本一元気な町を目指して
 和歌山県九度山町長
 岡本 章 2901 (10)
 「食と観光」で輝く町づくり
 岩手県西和賀町長

川とともに生きるまちづくり
 高知県町村会長 高知県安田町長
 有岡 正幹 2903 (12)
 干拓地に描いた「コミュニティデザイン」
 秋田県大潟村長
 高橋 浩人 2904 (20)
 民俗学ともちむぎ麵のまち
 兵庫県福崎町長
 嶋田 正義 2905 (16)
 自然と史跡を活かすまちづくり
 石川県宝達志水町長
 津田 達 2906 (11)
 町づくりと剣道修行
 福岡県筑前町長
 田頭 喜久己 2906 (14)
 「政治家になりきれない男」の村づくり
 にかける思い
 奈良県東吉野村長
 水本 実 2908 (11)
 駅を中心としたコンパクトタウン「駅に
 降りてみたい 歩いてみたい 住んでみ
 たくなる町づくり」をめざして
 福島県鏡石町長
 遠藤 栄作 2910 (12)
 地球の裏側でふるさとを感じた「フラジ
 ル宮崎県人移住100周年に参加して」
 宮崎県川南町長
 日高 昭彦 2911 (10)
 愛と幸せのあるまち
 愛知県幸田町長
 大須賀 一誠 2912 (14)
 住みよいまち「しまと」をめざして
 大阪府島本町長
 川口 裕 2913 (11)
 継続力
 群馬県川場村長
 関 清 2914 (12)

〈フ ォ ー ラ ム〉

「道の駅」を拠点にした地域産業の活性化
 「ICTを活用した直売所システム」か
 ら「ネット」の活用
 2898 (7)
 「愛媛県内子町
 子どもを生み、健やかに育てられるまち
 づくり」の各種取り組み
 2899 (6)
 「幼保一体化による子育て支援」
 2899 (6)
 「ターンの若者たちが受け継ぐ地域文化
 と新たな地域創造への挑戦」
 2901 (5)
 「愛知県東栄町
 水産業と観光の村づくり」
 「おおいた姫島ジオパーク」活動をパ
 ネに
 2902 (4)
 「大分県姫島村
 自然かがやき 人いきいき まちがにぎ
 わつ 美し美浜をめざして」
 2903 (6)
 「福井県美浜町
 町制施行60周年 一歩上を目指したまち
 づくり」
 2904 (14)
 「成熟そして未来へ向けて」
 2904 (14)
 「愛媛県松前町
 共に学び合う教育」
 2905 (10)
 「秋田県東成瀬村
 多古米を海外(シンガポール)へ」
 2906 (5)
 「千葉県多古町
 瀬戸内国際芸術祭・移住促進による交流
 人口拡大がもたらす町の魅力再発見」
 2907 (8)
 「香川県土庄町
 二層うたつの町並みを活かした地域活
 性化について」
 2910 (5)
 「会音の和(あいねのわ)」「つるぎ
 の達人」の取り組み
 2910 (5)
 「徳島県つるぎ町
 稲作活性化による地域づくり」

「田んぼアートを活用した地域振興」
 2911 (6)
 「地域に誇りをー住民に希望を!!」
 2912 (7)
 「長野県長和町」
 2913 (5)
 「島根県海士町」
 2914 (5)
 「調査室レポート」
 第10回 「もてなさない」補助金を出さ
 ない「数字を追いかけない」しない
 2914 (5)
 「第11回 地域再生に向けての視点」
 2914 (5)
 新任都道府県町村会長の略歴：2908、
 2913、2914
 復興たより：2902、2910
 町村Navigator：2898、2899、2
 2901、2902、2903、2904、
 2905、2906、2907、290
 8、2910、2911、2912、2
 913、2914
 若者の農山漁村志向の高まり
 特定非営利活動法人地球緑化センタ
 ー 橋本 文子 2902 (2)
 「移住・交流情報ガーデン」が開設さ
 2914 (8)
 「中国地方関係5町が交流協定を締結」
 2914 (10)
 町村通報主要索引(平成26年11月～平成
 27年3月) 2914 (10)

〈情 報〉

随 想

継 続 力

群馬県川場村長 関 清



川場村は群馬県の北部に位置し総面積85・29km²、うち83%が山林で占められています。気候は冷涼で年平均気温は11℃、冬の平均気温は6・6℃まで下る降雪地域であり、川場スキー場周辺の積雪量は多い時で2・3メートルに達します。豊かな森林は豊富な「水」を生み出し利根川支流の薄根川、桜川、溝又川、田沢川、田代川の5つの清流が村を縦貫しています。その地に集落が開け、川の多い場所というところから「川場」の地名がつけられたとも言われています。地形は南方に開け、適正な日照時間もあり多種類の農作物を生み出す農地が集積しています。

村では、主力である農業に観光を連携させた「農業プラス観光」という方針を昭和50年代から展開しています。中山間地域である村の基幹産業は農業です。こんにゃく、米、酪農、果樹などが中心ですが、田畑の耕作面積は狭く経済的に有利な大規模経営に転換することはできません。しかしながら美しい農村風景は川場村の大切な観光資源であり、農業は、この景観と環境を維持する

ための重要な役割を担っています。そこで、農産物価格の低迷や自由化、農家の高齢化や後継者不足等に対応し、攻めの農業に転じるため農産物のブランド化が始まりました。

その代表例が川場産コシヒカリ「雪ほたか」です。以前から「川場の米は旨い」という評価を得ていたものの生産量が少ないため、その殆どが縁故関係者の間での流通に留まっていました。米の食味値の測定結果は、国内で流通している有名ブランド米と比較しても遜色のない数値です。その米を「日本一美味しい米」として認識してもらい「売れる米」にしようという取り組みが始まったのが、平成16年のことでした。当初、「一俵3万円で売れる米を作ろう」という行政からの呼びかけに、栽培農家は懐疑的でしたが、その後組合が設立され、米の栽培方法の見直しと土の改良等の研究を重ね、より高品質の米を収穫することに成功しています。

現在では、流通量も増加し米の審査会では最大規模である「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」にお

いて、平成19年から8年間連続で最高賞である金賞を受賞しています。先日、村内でスキー場を運営する川場リゾート（株）がKAWABARA ICE BALLをロサンゼルスのレストランで、「雪ほたか」を使ったおにぎり専門店です。KAWABARAブランドの国際的認知を期待してやまないところです。

昭和50年代半ばには、川場村の田園風景や自然環境が都市部から注目されるようになります。住民の余暇時間の活用や健康増進に対するニーズを抱えていた東京都世田谷区が進める「区民健康村」の候補地となり、昭和56年に川場村と世田谷区の間で「区民健康村相互協力に関する協定」が締結されました。この協定は、一般的な姉妹都市提携ではなく、都市と農村との交流を通して、行政と行政、区民と村人などが協力し、互いに無い物を補完し合いながら交流を深めていく、信頼関係が担保される夫婦のような関係を意味する「縁組協定」と呼ばれるものです。

交流当初は、都会的な考えをもつ人々たちとの付き合い方や、純朴な子どもたちへの悪影響がないかなど、様々な不安を抱えていた村民が少なくありませんでしたが、交流による経済効果や活気が村内に浸透して行くにつれ、村民の意識も変わっていき、平成の大合併が話題となった際には、村と区の越境合併が選択肢として検討されるまでにその絆は強まりました。協定締結から30余年が経過した今、世田谷区との交流が村の存続と発展に繋がったのだと多くの村民が感じています。

農業と観光、そして都市との交流の核となるのが、道の駅「川場田園プラザ」です。村内で採れたものを、村内で加工し、村民が村内で売る、6次産業を具現化した施設であり、特に地元の農産物を販売するファーマーズマーケットでは、高齢者の登録生産者が多く、自分たちが作った作物が消費者に喜ばれている事が生きがいとなっています。

一般的に道の駅は、観光地へ向かう途中の道路利用者のための休憩施設としての利用が中心ですが、川場田園プラザは、もともと、地場産品の振興と新規開発を担うとともに、商業・情報・交流のタウンサイトとなることを目指して整備されています。その後、道の駅としての登録がされているため、道の駅自体が観光の目的地となっています。

「まち」の特産物や観光資源を活かして「ひと」を呼び、地域に「しごと」を生み出す、地方創生の拠点とする先駆的な取り組みをしている道の駅の全国モデル、6施設のうち1つに選出されています。

昭和50年代から今日まで村長は何代か替わっておりますが、村づくりの精神である基本的な取り組み「農業プラス観光」は首尾一貫して守られております。継続は力なりと申します。先人たちが守り通してきた川場村の財産を「田園理想郷」として後世に引き継ぎ、子どもたちが住み続けたいと思う村を作っていく、そして村外の人々が何度でも訪れたいと思う村にする。この村で生まれ育った一村民としての責務であると思っております。